

令和6年度 一級/二級/木造建築士定期講習案内

平成20年11月に施行された改正建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級・二級・木造建築士は3年ごとに建築士定期講習を受講することが義務付けられています。

建築士事務所の所属建築士であり、令和3年度に「建築士定期講習」を修了された方もしくは、新しく所属建築士になられた方で未受講の方は受講する必要があります。

■会場コード・開催期日・会場・定員 【受付期間に申込をしていないと受講できません】

会場コード	講習会日	会場	定員	受付期間 (土・日・祝日は除く)	講義 方式
7D-51	令和6年 7月17日(水)	高知県建設会館4階 (高知市本町4-2-15)	70	令和6年4月1日～ 講習開催日の10日前 まで。 但し、定員になり 次第締切ます	DVD
7D-52	10月8日(火)		70		
7D-53	令和7年 3月7日(金)		70		

■ 受講申込方法 【受付は講習開催日の8日前迄。定員になり次第締切】

(1) 令和6年度よりインターネット申込のみの受付となります

(公財)建築技術教育普及センターのホームページよりお申込ください
(外部HP) <https://www.jaeic.or.jp/>

■ インターネット申込ができない理由がある方

(2) ダウンロード版申込書：(公財)建築技術教育普及センターよりダウンロードできます
https://www.jaeic.or.jp/gyomu/off_teiki/dl12moku.pdf

(3) 過去に(公財)建築技術教育普及センター(建築士会・建築士事務所協会 開催)で受講された方：
高知県建築士事務所協会のメール(info@ksjk.or.jp)にご連絡いただければ申込書(PDF)を返信します

(4) その他：窓口受付配布・FAX・郵送の場合は

宛名明記の封筒に84円(令和6年10月以降は110円)切手貼付したものを郵送してください

※ 必要なもの：内容記入・顔写真(縦4cm×横3cm・無帽・無背景・正面3分身の証明写真・6ヵ月以内)・
建築士免許証の写し・振替払込請求書兼受領証(コピー可、ATMのご利用明細票のコピー可)貼付

■ インターネット申込ができない理由がある方の申込方法

郵送受付：①必ず**簡易書留で郵便**してください(紛失しても補償できません)

②受講票を返送するため**宛名明記の封筒に84円(令和6年10月以降は110円)切手貼付**したものを同封してください

③受講申込締切日までに到着したものに限りです

窓口受付：システムを使用して受講票を発行するようになるため時間に余裕をもってお越しください

(一社)高知県建築士事務所協会 高知市本町4-2-15建設会館3F
9時30分～12時/13時～16時30分(ただし、土、日、祝日は除く)

※ 令和6年5月17日(金)は総会のため留守にします

■ 受講手数料：12,980円(消費税、テキスト代含む)

■ 振込先：郵便局振替口座番号 00160-9-743044
公益財団法人建築教育普及センター

■ お問い合わせ先：一般社団法人 高知県建築士事務所協会 TEL 088-825-1231
公益財団法人 建築技術教育普及センター TEL 050-3033-3823

講習の構成

- (1) 講習は1日で実施し、テキストを使用した講義（5時間）と修了考査（1時間）の構成になります。なお、講義及び講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- (3) 一級建築士定期講習、二級建築士定期講習及び木造建築士定期講習の講義時間、講習内容及び修了考査時間は同一ですが、修了考査の問題数が異なります。
- (4) 講習テキストは講習当日に会場で配付します。

受講対象

受講対象者の区分	受講時期
①令和3年度に受講され、建築士事務所に所属している方	今年度受講対象 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)
②令和3年度の建築士試験に合格され、 現在、建築士事務所に所属している方	
③令和3年度以前に受講され、 現在、建築士事務所に所属している方	建築士事務所に所属するすべての建築士は、 本講習を3年以内ごとに受講しなければなりませんので、できるだけ早期に受講してください
④令和3年度以前の建築士試験に合格され、 現在、建築士事務所に所属している方	
⑤ 建築士事務所を退職された方、または所属されていない方	受講は任意です

(3) 講習の時間割(予定)

標準時間	項目	項目【内容】	時間						
9:00～ 9:20		受付開始	20分						
9:20～ 9:30	受講説明	受講注意事項の説明	10分						
9:30～11:30	講義	建築物の建築に関する法令に関する科目① (1.最近の建築関係法令の動き)	120分						
11:30～12:30		休憩(昼食)	60分						
12:30～13:30	講義	建築物の建築に関する法令に関する科目② (2.建築基準法/3.建築士法)	60分						
13:30～13:40		休憩	10分						
13:40～15:40	講義	設計及び工事監理に関する科目① (1.職業倫理、社会情勢等) 設計及び工事監理に関する科目② (2.最近の新技术、最近の重要技術項目等)	120分						
15:40～15:50		休憩	10分						
15:50～16:05	修了考査説明	修了考査注意事項の説明	15分						
16:05～17:05	修了考査 (テキスト参照可) 正誤方式	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>一級建築士 (40問)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目 </td> </tr> <tr> <td>二級建築士 (35問)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法3条に規定する建築物を除く)の設計及び工事監理に関する科目 </td> </tr> <tr> <td>木造建築士 (30問)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・木造建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法3条及び3条の2に規定する建築物を除く)の設計及び工事監理に関する科目 </td> </tr> </tbody> </table>	一級建築士 (40問)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目 	二級建築士 (35問)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法3条に規定する建築物を除く)の設計及び工事監理に関する科目 	木造建築士 (30問)	<ul style="list-style-type: none"> ・木造建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法3条及び3条の2に規定する建築物を除く)の設計及び工事監理に関する科目 	60分
一級建築士 (40問)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目 								
二級建築士 (35問)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法3条に規定する建築物を除く)の設計及び工事監理に関する科目 								
木造建築士 (30問)	<ul style="list-style-type: none"> ・木造建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法3条及び3条の2に規定する建築物を除く)の設計及び工事監理に関する科目 								